



笠 総 第 1 3 8 6 号

令和 2 年 1 0 月 2 7 日

笠岡市監査委員 坂 本 昭 雄 様

笠岡市長 小 林 嘉 文



市長要求監査の結果を参考とした措置の実施について

市長要求監査の結果を参考として、次の措置を実施したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 措置年月日 令和2年10月27日

- 2 措置内容 4会派に対して、笠岡市議会政務活動費について、返還を命じ、請求を行った。
 - (1) 「親潮」代表者山本俊明議員一人会派
平成27年度、28年度4月分 209,945円
 - (2) 「笠栄会」代表者妹尾博之議員一人会派
平成27年度、28年度4月分 336,411円
 - (3) 「笠栄会」代表者山本俊明議員
平成28年度から30年度分 1,810,062円
 - (4) 「新政みらい」代表者天野喜一郎議員
平成30年度分 240,000円
 - (5) 返還期限 令和2年11月30日